

島田市
原子力災害広域避難計画
(骨子)

島 田 市

目 次

- 1 総 則…… 1**
 - (1) 目的…… 1
 - (2) 概要…… 1
 - (3) 基本となる災害…… 1
 - (4) 計画の位置付け…… 1
 - (5) 避難の基本的な考え方…… 1

- 2 基本方針…… 1**
 - (1) 防護措置の判断基準とその内容…… 1
 - (2) 緊急時モニタリングの概要…… 3
 - (3) 安定ヨウ素剤の配布・服用…… 3
 - (4) 避難…… 3
 - (5) 避難誘導及び安否確認…… 3
 - (6) 避難先…… 3
 - (7) 要配慮者等の防護措置…… 4

- 3 避難等防護措置の実施…… 5**
 - (1) 緊急事態区分等に応じた防護措置…… 5
 - (2) 避難等に関する情報手段…… 8

- 4 緊急時モニタリングの実施……10**
 - (1) 測定地点と避難単位……10
 - (2) 緊急時モニタリング体制……10
 - (3) 要員の登録……10
 - (4) 要員の派遣……10
 - (5) モニタリング実施用資機材……10
 - (6) 要員の安全管理……10

- 5 安定ヨウ素剤の配布及び服用の実施……10**
 - (1) 配布対象者……11
 - (2) 配布場所……11
 - (3) 配布の方法……11
 - (4) 配布に関する手順……11
 - (5) 服用回数……11
 - (6) 服用量……11
 - (7) 服用の時期……11
 - (8) 服用中止の連絡……12
 - (9) 回収……12

- 6 住民の避難の実施……12**
 - (1) 避難体制……12
 - (2) 避難所の体制……13
 - (3) 避難者の対応……13
 - (4) 避難経路……13
 - (5) 避難退域時検査及び簡易除染……14

7 避難誘導、確認の実施……15

- (1) 避難誘導時の警察、消防との連携……15
- (2) 避難誘導時の消防団、自主防災会等の連携……15
- (3) バス等による避難の対応……15
- (4) 避難対象区域の避難実施の確認方法……15
- (5) 避難報告……15

8 避難先等の対応……16

- (1) 避難先の整理と周知……16
- (2) バックアップとなる自治体への避難……17
- (3) 避難住民の支援体制等……17
- (4) 避難者への情報提供……18
- (5) 健康管理とメンタルヘルス……18

9 要配慮者等の防護措置の実施……18

- (1) 病院入院患者……18
- (2) 社会福祉施設入所者……19
- (3) 社会福祉施設通所者……19
- (4) 在宅の要配慮者……19
- (5) 外国人……20
- (6) 就学児童・生徒及び乳幼児等（学校、幼稚園、保育園）……20
- (7) 一時滞在者（観光客等）……20

10 市役所機能の移転……20

11 住民からの問合せに対する対応……21

12 今後の検討課題……21

- (1) 避難後の島田市内の防災、治安体制について……21
- (2) 避難先市町での学校教育、保育体制について……21
- (3) その他……21

島田市原子力災害広域避難計画（骨子）

1 総 則

（1）目 的

本計画は、本市の原子力災害対策の基本となる「島田市地域防災計画」（原子力災害対策編）（以下「島田市地域防災計画」という。）に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害に係る住民等の避難等の実施について必要な事項を定めるものである。本計画に記述されていない事項については、島田市地域防災計画によるものとする。

なお、本計画は、国の「原子力災害対策指針」等（以下「対策指針」という。）の関係計画及び「静岡県浜岡地域原子力災害広域避難計画」等（以下「静岡県計画」という。）が見直された場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

（2）概 要

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（以下「原災法」という。）に基づき住民避難等の防護措置を円滑に実施するため、防護措置の種類、避難先・避難経路、避難手段等について定めるものとする。

（3）基本となる災害

本計画で想定する災害は、発電所において原子力災害のみの単独災害が発生した場合を主体に記述し、大規模災害等との複合災害の場合は、必要事項を随時、追加記述するものとする。

（4）計画の位置付け

市は、地域防災計画において、「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」（以下「重点地域」という。）を本市全域として定めており、本計画は当面最も厳しい状況である市内全域、人口 100,646 人、世帯 36,520 世帯（平成 27 年 3 月 31 日現在）を計画の対象とする。

「原子力事故の規模、形態により避難すべき地区や避難方法が異なる」ことから、市内の一部地域が避難を要する場合は、災害発生時の状況に応じ本計画を修正して適用するものとする。

（5）避難の基本的な考え方

ア 原子力災害事故の状況緊迫に応じて、まず、最も危険度の高い発電所から半径約 5 km の区域（以下「PAZ」という。）の住民が予防的に避難し、次いで放射線レベルの状況に応じて発電所から半径約 5 km～31km の区域（以下「UPZ」とい。）の住民が避難する。PAZ 圏内住民が避難している間、UPZ 圏内住民は屋内退避を実施する。

イ 当市の避難においては、市内 12 箇所のモニタリングポスト及び簡易型電子線量計における放射線量率の観測値に基づき、避難対象区域が指定され段階的に避難を実施する。

ウ 病院入院患者や社会福祉施設入所者等、避難対象者の特性を考慮した避難を実施する。

2 基本方針

（1）防護措置の判断基準とその内容

ア 避難等の防護措置は、対策指針に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断

し、国、県、事業所等と連携し実施する。防護措置の判断基準とその内容は表1のとおりである。

表1 避難等（避難、一時移転、屋内退避）の判断基準と内容

判断基準	避難等の内容		
	PAZ (発電所から半径約5km の区域)	UPZ (発電所から半径約5km～ 31kmの区域、当市が該当)	
情報収集事態 (御前崎市で震度5弱または、震度5強の地震)	—	—	
EAL ※1に基づく避難等	警戒事態 例) 御前崎市で震度6弱以上の地震	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備	—
	施設敷地緊急事態 特定事象通報時(原災法10条) 例) 全交流電源喪失	施設敷地緊急事態要避難者の避難実施 住民等の避難準備	住民等の屋内退避準備
	全面緊急事態 原子力緊急事態宣言発令時(原災法15条) 例) 原子炉を冷却する全ての機能喪失	住民等の避難実施	住民等の屋内退避
OIL ※2に基づく避難等	OIL 1 500 μ Sv/h 超過 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率(1時間値))	—	基準に該当した区域の住民等の避難(数時間内を目途に区域を特定し、速やかに(1日を目安)避難を実施)
	OIL 2 20 μ Sv/h 超過 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率(1時間値)で、20 μ Sv/h 超過を計測してから1日経過後の計測値)	—	基準に該当した区域の住民等の一時移転(1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施)

※1 EAL：原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル

※2 OIL：空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル

イ 住民への情報伝達手段

島田市地域防災計画第2章第5節「情報の収集・連絡体制等の整備」及び第3章第9節「住民等への的確な情報伝達活動」に基づき、使用し得るあらゆる情報伝達手段を活用するものとする。

ウ 判断基準に基づく国・県・市の体制

島田市地域防災計画第2章第6節「緊急事態応急体制の整備」及び第3章第3節「活動体制の確立に基づき、あらゆる状況の変化に対応し得る体制をとるものとする。

(2) 緊急時モニタリングの概要

緊急時モニタリングについては、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが静岡県原子力防災センター（浜岡オフサイトセンター）及び静岡県放射線監視センターに設置され、初動段階は静岡県緊急時モニタリング計画及び実施要領（平成27年10月5日静岡県）に基づき実施する。

(3) 安定ヨウ素剤の配布・服用

放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、原則として、全面緊急事態に至った後に、発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断する。市は、国の指示に基づき、又は市長の判断により、安定ヨウ素剤を配布・服用を行うものとする。

(4) 避難

ア 避難手段

避難手段は、原則、自家用車とする。また、要配慮者及びその関係者の内、自家用車避難困難者並びに一般住民の内、自家用車避難困難者等については、バス等を使用する。

なお、病院入院患者及び社会福祉施設入所者等の避難手段については、患者搬送車、福祉車両等、各施設が自ら確保できる避難手段のほかは、静岡県、国及び関係機関の協力を得て、バス、患者搬送車、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保する。避難の開始は、避難先の受入体制が整ってから実施する。

市は、国・県と連携し、輸送関係機関と協議を行い避難手段の確保に努める。

イ バス避難者の集合場所

原則、大型バス等が直近まで乗り入れることのできる市内の第一次指定避難所39箇所をバス避難者の集合場所及びバス等の乗車場所とする。

ただし、不測の事態等となった場合、大型バス等乗り入れ可能な地区の公会堂等も集合場所及びバス等の乗車場所とする場合もある。

ウ 避難経路

UPZ圏外へ安全かつ迅速に避難できることを基本とし、避難単位毎に基準となる避難経路を明示する。

エ 避難退域時検査及び除染場所

避難住民の避難退域時検査及び簡易除染については、避難住民の迅速な避難の実効性を確保しつつ、当該避難による汚染の拡大を防止するため実施する。

基準となる避難退域時検査及び除染の場所は、別表1のとおりとする。

(5) 避難誘導及び安否確認

避難及び安否確認を行うため関係機関（自衛隊、警察、消防、消防団）等と連携し迅速な対応を行うものとする。

(6) 避難先

ア 避難先市町

避難先市町については、地域コミュニティの維持を基本として自治会単位毎に避難先市町を定める。

避難の際には、原則として、静岡県が避難先市町において受入れ可能であることを確認した後避難を開始する。

(ア) 県内避難の場合（原子力災害単独の場合）

避難先市町は別表 1 のとおりとする。

(イ) 県外避難の場合（大規模地震等の複合災害の場合）

避難先の県内 15 市町の受入が困難な場合は、関東地方の都県（平成 28 年 3 月 31 日現在、県が東京都と協議している。）に静岡県が受入れの可否を確認した後、避難を開始する。

(ウ) その他の場合

県内 15 市町、関東地方の都県（平成 28 年 3 月 31 日現在、県が東京都と協議している。）とも受入が困難な場合には、静岡県から政府原子力災害対策本部に、全国規模の受入れ支援調整を行い避難する。

(エ) 市内避難の場合

避難対象区域が限定され尚且つ避難住民が少数となった場合、市内に避難先を指定する場合がある。

今後、避難町内会ごとに避難先避難所を決定し、自治会ごとの避難計画に反映させるものとする。

イ 避難住民の支援体制等

市は、国や静岡県、避難先市町等と連携し、避難先での受け入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整える。

(7) 要配慮者等の防護措置

市は、高齢者や障害者等のうち、自ら避難することが困難であり、その円滑で迅速な避難等を実施するために、支援を要する避難行動要支援者を把握し、静岡県、関係機関と連携し緊急時の対応をあらかじめ整備する。

ア 病院入院患者

病院入院患者は、避難による病状や体調に与える影響及び放射線量による影響やリスクを考慮し、屋内退避や避難等の防護措置を判断する事が必要である。

このため、市及び静岡県は、緊急時を想定し、県内の病院等への受入及び車両等による搬送等の協力体制を整備するため、各施設や関係団体、市町と協議し、受入候補施設や受入可能人数等を想定するなど、具体的な災害協定の締結に努める。

また、迅速で安全な避難等を行うため、施設毎の原子力災害避難計画の作成を促進するとともに、原子力防災に関する知識や初動活動等の普及の啓発に努める。

イ 社会福祉施設入所者

施設入所者は、避難にともなう体調に与える影響及び放射線量による影響やリスクを考慮し、屋内退避や避難等の防護措置を判断する事が必要である。

このため、市及び静岡県は、緊急時を想定し、県内の同様施設等への受入及び福祉車両等に

よる搬送等の協力体制を整備するため、各施設や関係団体、市町と協議し、受入候補施設や受入可能人数等を想定するなど、具体的な災害協定の締結に努める。

また、迅速で安全な避難等を行うため、施設毎の原子力災害避難計画の作成を促進するとともに、原子力防災に関する知識や初動活動等の普及の啓発に努める。

ウ 社会福祉施設通所者

社会福祉施設通所施設は、通所者等の実態に応じてサービスを中止し、送迎により家族（介護者）に引き渡す。通所者は、家族（介護者）と同伴により一般避難者と同様な防護措置を行う。

また、迅速で安全な避難等を行うため、施設毎の原子力災害避難計画の作成を促進するとともに、原子力防災に関する知識や初動活動等の普及の啓発に努める。

エ 在宅の要配慮者

原則、家族（介護者）と同伴により一般避難者と同様な防護措置を行う。

ただし、家族（介護者）と同伴できない場合は、自主防災会、社会福祉協議会、地域住民、消防団等と連携し防護措置を行う。

オ 外国人

日本語での情報が十分理解できない外国人については、発電所での事故の状況、避難指示、屋内退避指示等の情報が正確に伝わるよう、静岡県と連携し適切な情報伝達文を提供し、孤立させないように配慮しつつ一般避難者と同様な防護措置を行う。

カ 就学児童・生徒及び乳幼児等（学校、幼稚園、保育園）

市は、学校等が避難対象区域となる場合、対象となる学校等の施設管理者に対して、児童、生徒等の防護措置等に関する対応の指示を行う。

避難を要する場合、児童、生徒等が自宅からの避難を行うことができるよう、学校等の施設管理者は、表1にある警戒事態又は施設敷地緊急事態が発令された段階で、児童、生徒等を保護者に引渡す。

学校等の施設管理者は、災害時に適切に対応できるよう、地域性を反映させ保護者との間で、原子力災害発生時における児童、生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定め周知を図ることとする。

キ 一時滞在者（観光客等）

市は静岡県と連携し、観光客等一時滞在者に対して、発電所での事故・トラブルについて、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うものとする。

原則、表1にある施設敷地緊急事態となった時点でUPZ圏外への退避を求める。

ただし、帰宅困難な場合は最寄りの第一次指定避難所において屋内待機する。また、避難が指示された段階で帰宅等ができない場合は、最寄りの第一指定避難所から住民とともにバス等により避難する。

3 避難等防護措置の実施

(1) 緊急事態区分等に応じた防護措置

発電所の事故の状況を早急かつ正確に把握し、国、県、中部電力株式会社と協議の上、必要に

応じて次の体制を段階的かつ的確に実施することにより、住民の安全のため混乱が生じないように配慮する。

市は、災害時等の情報を収集するために、平常時から島田市地域防災計画第2章第5節「情報の収集・連絡体制等の整備」に基づき必要な措置を行う。

ア 情報収集事態（御前崎市で震度5弱または、震度5強の地震が発生した事態）

市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、情報連絡室を設置する。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定公共機関に連絡するものとする。

イ 警戒事態

市は、県からEALに基づく防護措置の警戒事態を確認したと情報提供を受けた場合は、国、県、中部電力株式会社と連絡を密にし、事故に関する情報及び状況の把握に努め、災害警戒本部に移行できる体制を整える。

- 原子力災害対策室を設置する。
- 静岡県原子力防災センター（浜岡オフサイトセンター）へ迅速に連絡調整要員（市職員）を派遣し警戒事態に係る情報収集を行う。
- 事故の拡大による、原子力災害警戒本部設置体制移行に備える。
- 避難に係る準備、避難先自治体との事前調整を実施する。
- 第一次指定避難所の開設準備を行う。
- 緊急時モニタリングの実施に備え、簡易型電子線量計の設置のための準備を行う。
- 状況により、国・県の指示により緊急時モニタリングを実施する。
- 学校、幼稚園、保育園に帰宅実施を連絡し、下校又は保護者への引渡しを実施する。
- 避難行動要支援者は、避難準備を実施する。
- 事故等の状況について、住民広報を実施する。
- 原則、安定ヨウ素剤は、国・県の指示により第一次指定避難所で配布及び服用することとなっているが、避難の実施時に指定された第一次指定避難所で安定ヨウ素剤の受領が困難な住民に対して、あらかじめ配布する場合がある。配布の要領については、今後継続検討する。

(住民の行動)

- 住民は外出を控え、今後の事故状況の情報に注意を払う。
- 避難行動要支援者及び関係者は、避難手段の確保を行う。

ウ 施設敷地緊急事態

市は、原子力災害警戒本部を立上げるとともに副市長等を静岡県原子力防災センター（浜岡オフサイトセンター）に派遣し、事故の情報収集に努め、国、県と今後の対応について協議をする。

- 住民に屋内退避の準備を指示するとともに、自家用車避難困難者等に第一次指定避難所への移動など、早めの避難開始を広報する。
- 外出者に対し、屋内退避及び避難指示に備え、帰宅を促す。

- 第一次指定避難所を開設し、安定ヨウ素剤配布担当職員（現地避難地（所）班員）は近隣の救護所に安定ヨウ素剤を受取りに行き、配布準備を行う。（継続検討）
- 緊急時モニタリングセンターから指示を受け市内 12 箇所（固定測定器含む）に簡易型電子線量計を設置し計測を開始する。
- 自家用車避難困難者等の避難に必要な車両を確保するため県と協議し準備を行う。

（住民等の行動）

- 屋内退避の準備を行う。
- 帰宅した住民は、顔や手を洗い、うがいをし、外出を控え、今後の情報に注意する。
- 要配慮者及び関係者の内、自家用車避難困難者並びに一般住民の内、自家用車避難困難者等は、非常用持ち出し品を持参し第一次指定避難所に移動する。
- 一時滞在者（観光客等）は、UPZ 圏外へ退去する。

エ 全面緊急事態

市は、原子力災害対策本部を立ち上げ、市内全域の住民に屋内退避の実施や、OIL の基準に基づく防護措置の準備を行うよう指示する。

- 静岡県原子力防災センター（浜岡オフサイトセンター）に派遣している副市長等をはじめとした派遣職員と連絡を密にし、今後、起き得る状況の把握に努めるとともに国、県、中部電力株式会社と協議し協議内容等を災害対策本部に報告する。
- 緊急時モニタリングの状況、想定される放射性物質の放出量、気象条件、静岡県原子力防災センター（浜岡オフサイトセンター）の協議内容等を考慮し、避難の準備を促す。
- 避難に備え、避難先市町及び避難退域時検査及び除染場所への職員派遣の準備を行う。

（住民等の行動）

- 屋内退避を実施する。
- 帰宅後は、顔や手を洗い、うがいをし、外出を控え、今後の情報に注意する。
- 帰宅した住民、第一次指定避難所に避難した住民は屋内退避を行い、退避している施設の窓や扉を閉め、換気を止めて外気を遮断する。
- 今後の情報に注意し、避難の準備を行う。

オ 放射性物質の放出後の防護措置

放射性物質が放出された後、モニタリング結果等に応じて国・県の指示により、避難対象区域の住民に対し、OIL に基づく避難等の緊急事態応急対策の実施を行う。ただし、国・県の指示に関し、避難等の緊急事態応急対策について積極的に意見を具申する。

- 空間放射線量率が、OIL を超えた避難対象区域に避難指示を発令する。
- 安定ヨウ素剤の服用については、原子力規制委員会が必要性を判断するため、国の指示に基づき、又は市長の判断により安定ヨウ素剤服用の指示に従い服用するものとする。ただし、配布については状況に応じ指示前に配布する場合もある。（継続検討）

(住民等の行動)

- 自力で避難が可能な住民

自家用車等により、地域毎に指定した、市内の第一次指定避難所において安定ヨウ素剤の受領及び服用を行い、避難退域時検査場所（避難退域時検査済証を受領）を經由し避難先市町の一時集結地^{いっときしゅうけつち}から避難先市町の避難所に向かう。

- 自力で避難できない住民

地域毎に指定した、市内の第一次指定避難所に集合し安定ヨウ素剤の受領及び服用を行い、県及び市が手配するバス等により避難退域時検査場所（避難退域時検査済証を受領）を經由し避難先市町の一時集結地^{いっときしゅうけつち}から避難先市町の避難所に向かう。

※避難指示があった対象地域の住民で、避難指示があった時点で市外に滞在している場合は、努めて定められた避難先市町の一時集結地^{いっときしゅうけつち}に直接、避難する。

(避難時の住民等の留意事項)

- 避難時の持ち物は、3日分の食料・飲料水、貴重品、携帯用ラジオ、携帯電話、常用している薬、着替え、菓子類など（自然災害のものと同様）
- 避難時は、長袖上着、スラックス、マスク、帽子、雨具等により肌を露出させないような服装等を着用する。
- 自宅の電気ブレーカーを遮断し、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確認する。
- 車の窓は、閉めて移動する。
- ペットは原則として各家庭で同行する。

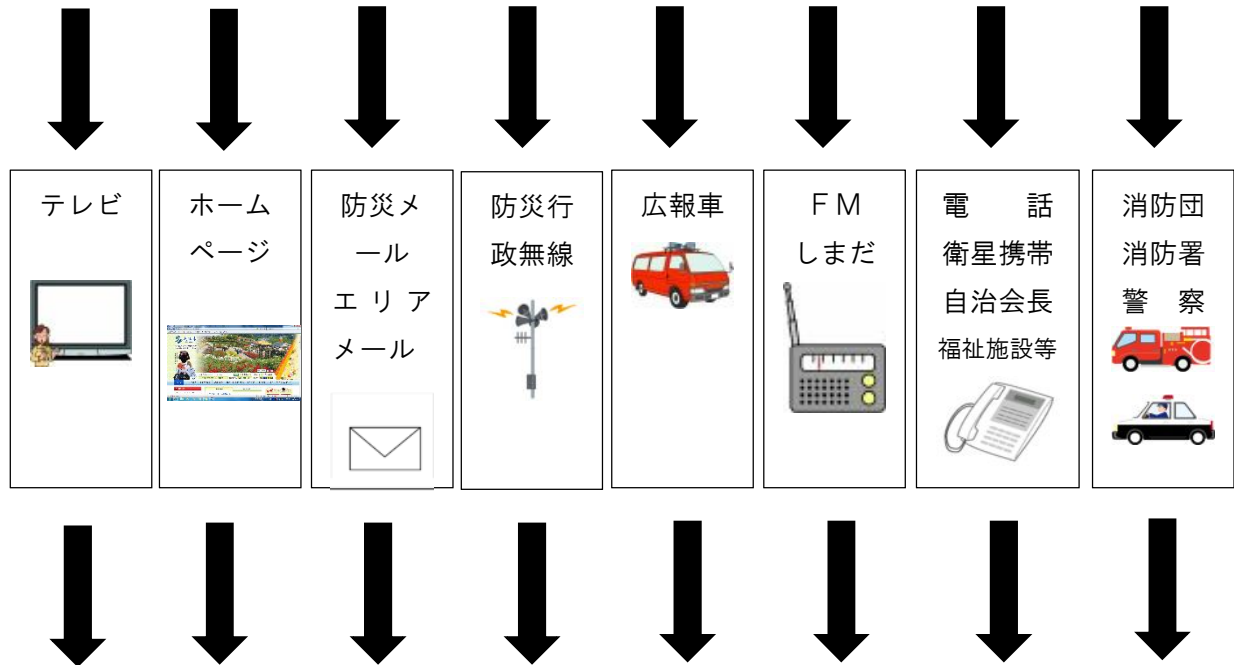
(2) 避難等に関する情報手段

発電所からの事故等に関する情報や、国や県からの避難及び避難準備等に関する要請の連絡があった場合は、住民に対する広報や関係機関に対し速やかに情報伝達する。

ア 住民等への情報伝達

避難等に関する情報伝達は、次のとおり使用し得るあらゆる情報伝達手段を活用する。

島田市災害対策本部



市民・事業所・学校等

※各自治会の自治会内家庭への情報伝達連絡網等を最大限活用する。

(ア) 広報の実施時期

災害の状況に応じて、次のようなタイミングで速やかに広報を行う。

- 情報収集事態に至った場合
- 緊急事態区分等に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
- 特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- 事故や災害の状況に大きな変化があった場合
- 放射性物質が放出された場合
- 緊急時モニタリングの結果がまとまった場合
- 屋内退避準備、屋内退避、避難準備、住民避難等の防護措置を指示する場合
- P A Z 圏内住民が避難を開始した場合
- その他情報提供が必要な場合（広報の間隔が開いた場合等）

(イ) 広報事項

次の事項について広報を実施する。

- 事故等（災害及び被害）の状況に関する事
- 市及び関係機関の対応状況に関する事

- 屋内退避準備、屋内退避、避難準備、避難指示に関する事
(対象自治会又は町内会、避難所、避難先市町、避難ルート、避難退域時検査場所、注意事項等)
- 安定ヨウ素剤の配布、服用に関する事
- 原子力災害における注意事項等

(ウ) 広報文例

災害の状況に応じて、島田市地域防災計画資料編の「広報文例」に掲げる文例を参考に速やかに広報を行う。

なお、現地での広報車による広報についてもこの文例に準じる。

4 緊急時モニタリングの実施

(1) 測定地点と避難単位

O I Lに基づく避難を実施する範囲を迅速に決定し円滑な多段階避難を実施するための避難単位及び防護措置の判断基準となる空間放射線量率の測定を実施するモニタリング箇所を、別表1のとおり市内12箇所を設定する。

状況により市独自でこれら以外の箇所についても測定する場合がある。

その結果は、国・県の指示に関し、避難等の緊急事態応急対策について積極的に意見を具申するための参考資料等とする。

(2) 緊急時モニタリング体制

静岡県緊急時モニタリング計画及び実施要領により静岡県と連携し実施する。

(3) 要員の登録

市はあらかじめモニタリング要員を定め、緊急時モニタリングセンターの要員として緊急連絡先と併せて登録する。

(4) 要員の派遣

モニタリングを実施する場合、要員の緊急連絡先に緊急時モニタリングセンターから指示を受け静岡県原子力災害警戒(対策)本部内の放射線監視班員として静岡県緊急時モニタリング計画及び実施要領に基づき行動する。

(5) モニタリング実施用資機材

モニタリング実施用資機材等については、あらかじめ定めてあるモニタリング箇所に保管するものとする。

今後、全てのモニタリング箇所に静岡県で計画的に資機材等を配備する。

(6) 要員の安全管理

要員の防護措置等安全管理については、静岡県緊急時モニタリング計画及び実施要領に基づき実施する。

5 安定ヨウ素剤の配布及び服用の実施

安定ヨウ素剤の取扱については、「安定ヨウ素剤配布・服用に当たって」(平成27年12月24日修正：原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課)を基に取扱こととする。

(1) 配布対象者

安定ヨウ素剤の配布・服用の指示を受けた時点で、下記の者を除いて、一時滞在者等も含めて市内に所在する者全員が服用する。

- ア 服用不適切者
- イ 自らの意思で服用しない者

(2) 配布場所

配布担当職員（現地避難地（所）班員）が近隣の救護所から安定ヨウ素剤及び内服液を受け取り、原則、各地区の第一次指定避難所で配布する。

ただし、避難所以外の公共施設等で配布することも考慮する。その場合は、配布時に防災行政無線等の情報伝達手段を利用し住民に周知を図る。

(3) 配布の方法

配布場所において、説明資料、確認票とともに配布する。

配布担当者は安定ヨウ素剤の配布に当たっては、配布表に必要事項を記録する。回収にあっても配布表を用いて行う。

(4) 配布に関する手順

- ア 防災行政無線等により住民広報を実施し、住民に安定ヨウ素剤の配布を周知する。
- イ 配布担当者は安定ヨウ素剤の配布に先立ち、安定ヨウ素剤服用説明書を避難住民に配布し、服用対象者や服用方法、副作用について説明を行い、確認票に記入させる。
- ウ 配布担当者は、確認票を確認し一人ひとりに安定ヨウ素剤を配布する。副作用の恐れがあるものの服用に際しては、医師の指示を仰ぐ。

(5) 服用回数

原則1回とする。なお1回の服用後は、できる限り避難を優先させるものとするが、やむを得ず2回目の服用を行う場合は、1回目の服用の効果が24時間持続することが認められているため、1回目の服用から24時間後とする。

(6) 服用量

対象者	ヨウ素量	ヨウ化カリウム量	服用方法	
新生児	12.5mg	16.3mg	内服液 1ml (丸薬 1/3 に相当)	スポイト
生後1か月以上3歳未満	25.0mg	32.5mg	内服液 2ml (丸薬 2/3 に相当)	
3歳以上13歳未満			丸薬 1丸	
13歳以上			丸薬 2丸	

※3歳未満の乳幼児については、薬剤師がヨウ化カリウム（粉末）の内服薬の調製を行う。

(7) 服用の時期

原則として、全面緊急事態に至った後に、発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、原子力規制委員会が服用の必要性を判断するため、国の指示に基づき、又は市長の判断により安定ヨウ素剤服用の指示を出す。

ただし、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを抑えるのみであり、放射性ヨ

ウ素が体内に取り込まれることを防ぐことはできないことから、避難や屋内退避等と組み合わせる必要があり活用する必要がある。

【安定ヨウ素剤の投与時期】

安定ヨウ素剤の投与時期	効 課
放射性ヨウ素が摂取される前の 24 時間以内または直後	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素が摂取される後 8 時間以内	40%の抑制効果

※配布場所において、安定ヨウ素剤の服用について医師の到着を待つことによりタイミングを逸することの無いような配布方法を引き続き県及び関係機関と連携し検討を進めるものとする。

※安定ヨウ素剤の効率的な配布について、引き続き県及び関係機関と連携し、問診の方法等について検討を進めるものとする。

(8) 服用中止の連絡

配布後、服用の必要がないと決定された場合は、市は、防災行政無線等の情報伝達手段を利用し、服用中止の周知を図る。

(9) 回収

市は、安定ヨウ素剤の回収指示がされた場合は、迅速かつ的確に回収し、丸薬は備蓄し内服液は破棄する。

6 住民の避難の実施

(1) 避難の体制

ア 市は、国や県から避難や避難準備等に関する情報連絡があり、避難や避難準備等を指示する場合は、避難対象区域に対して迅速に住民広報を行い住民避難等を実施する。

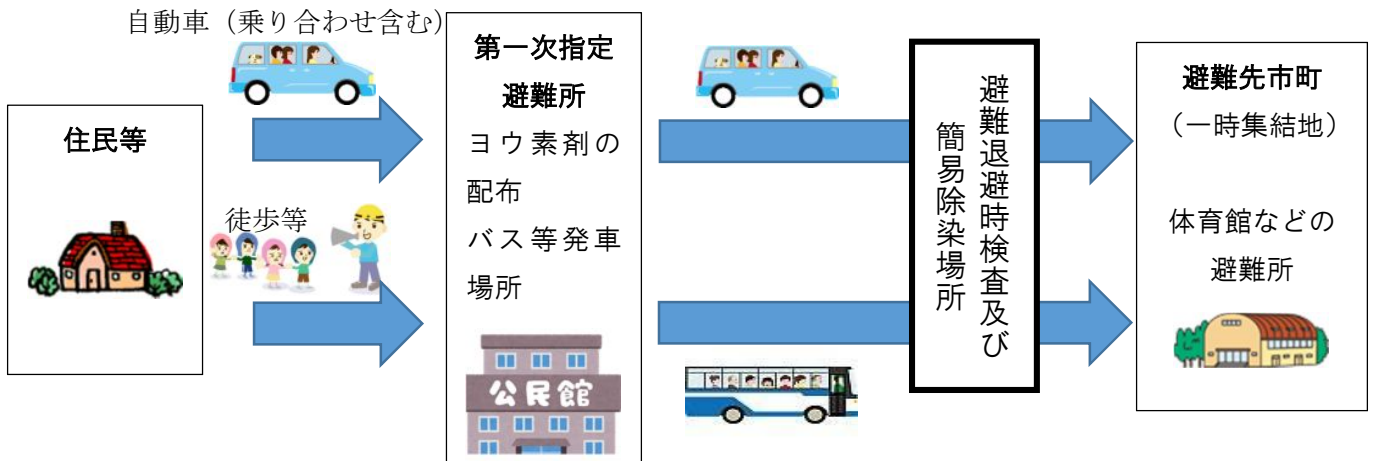
イ 避難は、住民の自家用車避難（乗り合わせ含む）を原則とするが、自家用車での避難が困難な住民については、市が指定するバス等発車場所からバス等の移動手段により集団避難を実施する。

ウ 市は、県と連携して、避難用のバス等の避難手段の確保について事前に対応を整備しておくものとする。

なお、避難実施前までに迅速にバス等の手配を実施するものとする。

エ 住民は、屋内退避準備指示が発令された段階で自宅に帰宅し、自宅からの避難を原則とする。ただし、事故の急速な進展等により避難開始までの時間的余裕がない場合や、学校、職場等からの帰宅が困難な場合や、第一次指定避難所に避難している場合には、滞在場所及び第一次指定避難所からの避難を行う。

【住民避難の基本的イメージ】



（２）避難所の体制

避難に至る流れの中で、第一次指定避難所の果たすべき役割は次のとおりとする。

ア 屋内退避指示が発令された際、自宅での屋内退避よりも第一次指定避難所での屋内退避を希望する場合に使用する。又は、市民以外の人が一時的に屋内退避する場合に使用する。

イ 安定ヨウ素剤の配布

国の指示又は市長の判断により配布、服用を指示した時点で、安定ヨウ素剤を配布する。

ウ バス避難者等の対応

○ バス等で避難する避難者の受付及び誘導（発車時刻の管理等）

○ バス等車両の発車場所への誘導

エ 第一次指定避難所の下記運営にかかる事項は、あらかじめ避難所運営会議において定めておくこととする。

○ 開設責任者、要員、連絡先、連絡手段、開設手順

○ 市災害対策本部との連絡、避難者の把握（名簿作成）、バス等乗車の誘導の事務及び体制

○ 安定ヨウ素剤の受領体制及び配布等にかかる留意事項

（３）避難者の対応

ア 屋内退避指示発令等

住民は、家屋の構造やその他の災害時の被災状況により、自宅における屋内退避が困難と判断した場合や早期に避難した場合は、第一次指定避難所において屋内退避を実施する。

イ 避難指示発令時

自家用車等での避難が困難な住民等は、自宅から第一次指定避難所に集合し、県及び市の手配するバス等により避難を実施する。

（４）避難経路

避難経路については、避難の際、自家用車（乗り合せ含む）を原則としていることから、島田市の地理的条件や渋滞緩和等を考慮する。避難先市町への主な避難経路は、表２及び別表１のとおりとする。（ただし、避難先市町までの具体的な避難経路は今後調整する。）

ただし、災害時の気象状況、災害状況、渋滞等により避難経路を変更する場合がある。その場合には、「3－(2) 避難等に関する情報手段」のとおり住民に広報し、周知を図る。

表2 主な避難経路及び避難退域時検査場所

市から避難退域時検査場所まで	避難退域時検査及び除染場所	避難退域時検査場所から避難市町まで	避難先市町等
<ul style="list-style-type: none"> ・新東名高速道路 ・東名高速道路 ・国道1号 	<ul style="list-style-type: none"> ・新東名高速道路沿道 IC 周辺 <u>4箇所</u> ・東名高速道路沿道 IC 周辺 <u>1箇所</u> ・国道1号沿道 <u>1箇所</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・新東名高速道路 ・東名高速道路 ・国道1号 ・東駿河湾環状道路 ・修善寺道路 	静岡県内（静岡市、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町）
		<ul style="list-style-type: none"> ・国道52号→中央高速道路 	関東地方の都県（平成28年3月31日現在、県が東京都と協議している。）
<ul style="list-style-type: none"> ・県道63号藤枝天竜線・県道77号川根寸又峡線→県道263号春野下泉停車場線 	<ul style="list-style-type: none"> ・県道263号春野下泉停車場線沿道 <u>1箇所</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・県道263号春野下泉停車場線→国道362号 	静岡県内（川根本町）

(5) 避難退域時検査及び簡易除染

避難住民の避難退域時検査及び簡易除染については、避難住民の迅速な避難の実効性を確保しつつ、当該避難による汚染の拡大を防止するよう努める。

ア 検査場所

市の避難退域時検査及び簡易除染の検査場所については、表2及び別表1のとおりとし、原子力緊急事態においてOILに基づく防護措置による避難対象範囲や人数、避難経路を考慮し、静岡県が開設する。

イ 実施方法

原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、平成27年8月26日）に準拠し、車両用ゲートモニタ、GMサーベイメータ、対表面汚染モニタなどの測定器を使用し、汚染検査を実施する。検査の基準値（OIL4）を超えた場合には、簡易除染を行い基準値未満となったことを確認する。検査又は簡易除染が終了した後、検査に適合した旨の証明書を発行する。

なお、避難退域時検査及び簡易除染の実施法の詳細については、静岡県が別途実施要領を定める。

ウ 実施主体

避難退域時検査及び簡易除染の検査場所の開設、実施については、静岡県が主体で行うものとする。

市は、今後、避難退域時検査及び簡易除染に必要な人員等の体制について静岡県と連携して整備を図るものとする。

7 避難誘導、確認の実施

避難対象区域の住民の避難誘導、避難完了確認は、次により実施するものとする。

(1) 避難誘導時の警察、消防との連携

市災害対策本部は、避難対象区域の住民に避難指示を出す段階で、島田警察署と交通規制の場所、規制予定時間、避難対象区域の確認を調整するとともに、静岡市島田消防署に対して、避難対象区域の避難指示等巡回広報及び避難実施の確認作業を依頼する。

(2) 避難誘導時等の消防団、自主防災会等の連携

市災害対策本部は、避難対象区域の避難所に市職員を配置し、避難対象区域の消防団及び自主防災会と連携し、住民等の避難状況を確認する。

消防団は、避難対象区域の避難指示等巡回広報を行う。

市は、平常時から自主防災会ごとの避難方法、第一次指定避難所、避難ルート、避難先市町一時集結地、避難先市町避難所について周知を図る。

(3) バス等による避難の対応

自家用車での避難が困難な住民は、第一次指定避難所に集合するものとする。

第一次指定避難所に配置した市職員は、集合した住民の人数を市災害対策本部に報告する。

市災害対策本部は、静岡県と連携し、第一次指定避難所等にバス等を配車し、集合した住民を集団で避難先へ移送する。

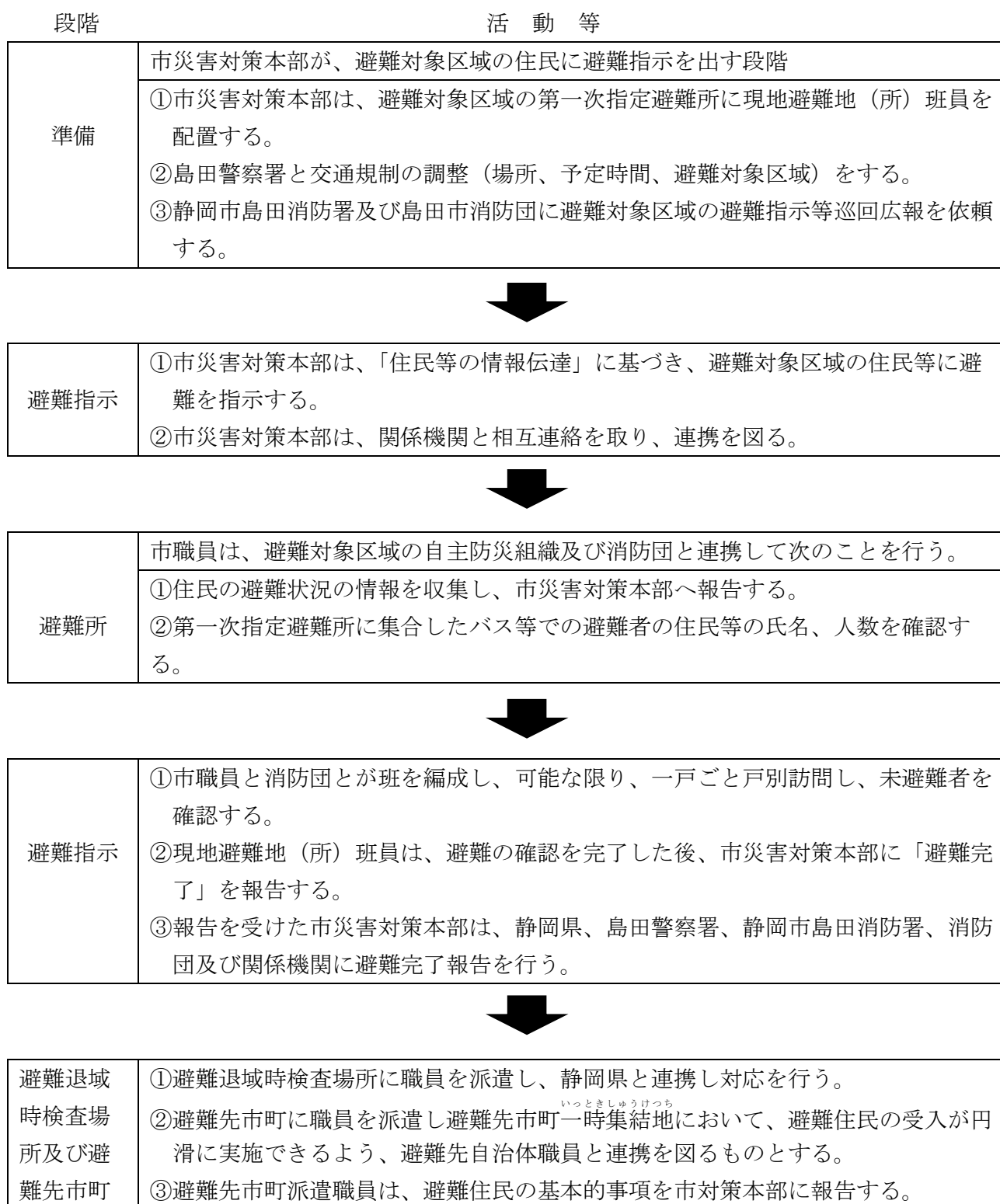
(4) 避難対象区域の避難実施の確認方法

市職員及び消防職員は協力し、可能な限り戸別訪問を実施し避難の完了を確認する。

(5) 避難報告

市職員及び消防職員は、避難の確認を完了した後、市災害対策本部に「避難完了」を報告する。

【避難の誘導、確認の概要】



8 避難先等の対応

(1) 避難先の整理と周知

避難先市町は、「2の(6)」のとおりとする。

市及び県は、地域コミュニティの維持や円滑な避難住民支援を行うため、自治会単位で避難

ができるよう、避難先市町の協力を得て、あらかじめ避難先を設定し、避難先一時集結地^{いっときしゅうけつち}及び避難ルート等と併せて、住民に事前に周知しておく。

(2) バックアップとなる自治体への避難

市及び県は、県内避難先市町が被災等や避難経路が被災等により避難の受入が困難な場合は、「2の(6)」のとおり関東地方の都県(平成28年3月31日現在、県が東京都と協議している。)に避難する。

今後、市及び県は、関東地方の都県(平成28年3月31日現在、県が東京都と協議している。)と協議を進め早い時期に県内避難先と同様な避難住民の受入れ体制を整備する。

(3) 避難住民の支援体制等

市は、国や静岡県、避難先市町等と連携し、避難先での受け入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整える。

ア 避難先市町避難所の開設及び運営

住民避難に際しては、避難元である島田市職員が避難先市町避難所に同行するとともに、避難先市町と避難住民のパイプ役及び市災害対策本部との連絡調整を担う。

避難開始直後からできるだけ早期に、避難先市町一時集結地^{いっときしゅうけつち}及び各避難先施設へ市職員を順次派遣し、避難住民による避難所の自主運営体制に移行する。その際、島田市職員及びボランティア等が支援する。

住民の不安に應えるため、静岡県と連携し避難先市町避難所に住民相談窓口を設置する体制を整える。

避難が長期化すると見込まれる場合、国、静岡県と連携し賃貸住宅、仮設住宅へできるだけ早期に移転できるよう努める。

イ 避難先市町での対応

(ア) 避難所は、原則、避難先市町が指定する避難所とする。

(イ) 原則として、学校は体育館のみとし、その他の公共施設(公民館等)は全施設とする。

ただし、その他の公共施設については、規模や各施設の管理形態等により、避難所として除外される。

(ウ) 避難者の受入れ期間は、原則1ヶ月程度とし、それ以降は、より広範囲での移転等については静岡県、国により調整する。

(エ) 避難所開設等の避難所運営の初動対応(3日間程度を目安)は避難先市町村で対応するものとするが、できる限り速やかに、島田市に引き継ぐものとする。

(オ) 避難退域時検査及び除染、または汚染^{いっときしゅうけつち}していないことの証明は、静岡県内で行い証明書を発行する。

(カ) 避難所の受入れ人数の算定は、原則避難先市町の規準を用いるが、その基準が無い場合は、一人あたり3㎡(有効面積)を目安とする。

(キ) 食料や資機材については、原則、島田市で準備する(避難者が調達する、島田市が調達する等)こととし、避難先市町村であらためて備蓄することはない。なお、初動対応時において、既存の備蓄等の範囲の中で協力を受けた場合、費用については島田市が負担する。

ウ 避難物資の確保

原則、初動対応時においては、避難物資で不足するものについては、避難先市町に協力を要請する。

なお、避難者自らが購入し確保することに努める。

(4) 避難者への情報提供

避難者への情報提供は、避難行動要支援者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅等、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等に配慮した情報伝達に努める。

特に、避難所に居る被災者については、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については十分配慮し適切な情報を提供できるよう努めるものとする。

(5) 健康管理とメンタルヘルス

放射線被ばくや放射施物質による汚染に対する不安や避難生活での環境変化から精神及び健康に悪影響を及ぼすことが考えられる。また、避難前の生活の中で継続した治療や常備薬の服用など継続的な医療が必要な場合もある。

このようなことから、静岡県、国及び関係医師会と連携、協力を得て、避難所の巡回診療の実施や医師の診察を受ける環境を整えるものとする。

また、静岡県と連携のもと、保健師等を各避難所に派遣し、専門家とも連携しながら、避難者の健康管理やストレスケアに努める。

9 要配慮者等の防護措置の実施

(1) 病院入院患者

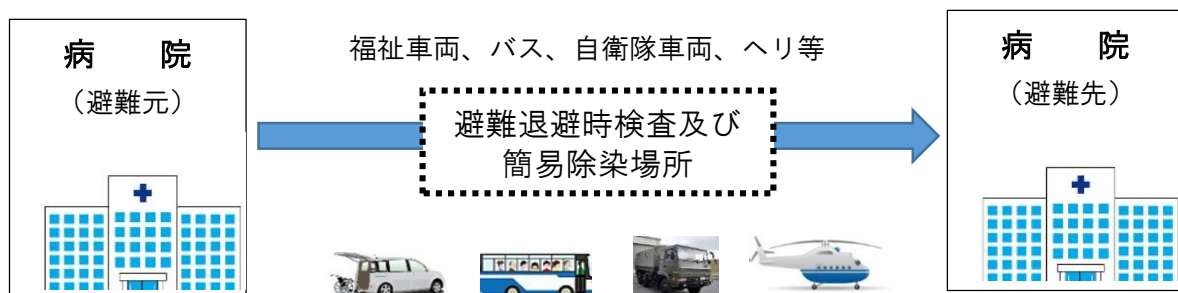
病院等は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入院患者の症例に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

病院等は、表1にある全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときは、屋内退避を実施し、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

入院患者の避難先については、県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、病院及び市は受入れを要請し避難準備を整えるものとする。

避難指示が発出されても、避難先病院等の受入れ体制及び適切な輸送体制（避難手段）が整うまでは屋内退避を実施し、整ってから避難を開始する。

市内の病院及び有床診療所一覧は、別表2の1のとおり。



(2) 社会福祉施設入所者

入所施設は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入所者の状態に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

入所施設は、表1にある全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときは、屋内退避を実施し、入所者の状態に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

入所者の避難先については、県が提供する避難先候補入所施設の情報に基づき、入所施設及び市は受入れを要請し避難準備を整えるものとする。

避難指示が発出されても、避難先施設等の受入れ体制及び適切な輸送体制（避難手段）が整うまでは屋内退避を実施し、受入れ体制及び輸送体制が整ってから避難を開始する。

市内の社会福祉施設入所施設及びサービス付き高齢者向け住宅一覧表は、別表2の2及び3のとおり。



(3) 社会福祉施設通所者

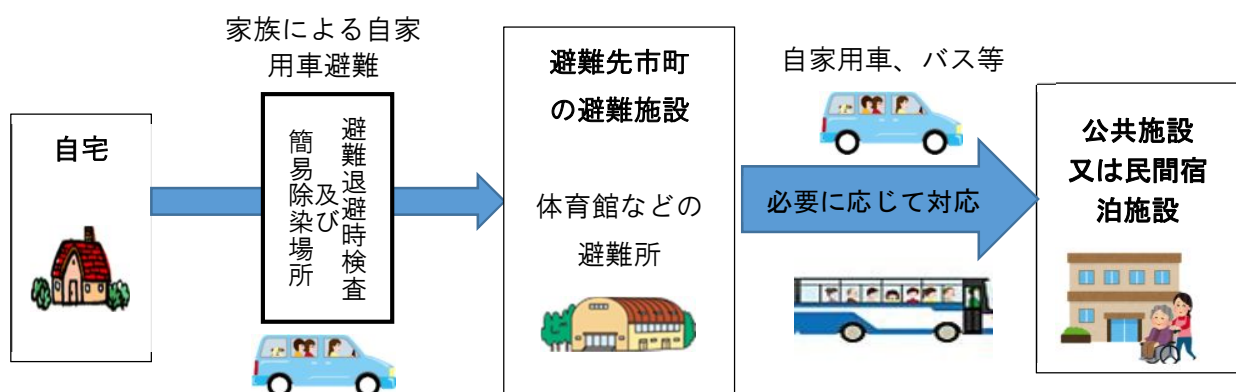
通所施設は、通所者を受け入れている時の施設毎の避難計画をあらかじめ策定するものとする。

通所施設は、表1にある警戒事態となった時点で、通所者等の実態に応じ必要であればサービスを中止し、通所者が自宅からの避難を行うことができるよう、送迎により家族（介護者）に引き渡しを開始する。なお、引き渡しができない通所者は施設に留め置き屋内退避の準備を開始する。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出された時点で、通所者が施設に残っている場合は、通所者の状況により適切な搬送体制が整ってから避難を実施する。その際に、家族への引渡しは避難先で行う。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(4) 在宅の要配慮者

避難先施設については、原則一般住民と同じ避難所とし、配慮を要する状況に応じて使用し得る公共施設等を利用する。この際、避難先市町の実情により静岡県と連携し、民間宿泊施設を含めた避難先施設を確保する。



(5) 外国人

日本語の情報が理解できない外国人を孤立させないよう情報伝達に注意を払い一般住民と同様な避難を実施する。

(6) 就学児童・生徒及び乳幼児等（学校、幼稚園、保育園）

県が別に定めるマニュアル等により、児童生徒等が在籍しているときの学校等毎の避難計画を定めるものとする。

表1にある警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で教育活動を中止し、自宅からの避難を行うことができるよう、速やかに児童生徒等の下校又は保護者への引渡しを開始する。

下校又は保護者への引渡しが出来ない児童生徒等は学校等に留め置く。表1にある全面緊急事態となった時点で、速やかに児童生徒等を屋内退避させ、校舎等の屋内で保護者への引渡しを継続する。

放射性物質が漏洩し、市から、学校が所在する地区に避難指示又は一時移転の指示が出された時点で保護者への引渡しは中断し、教職員は在籍児童生徒等と第一次指定避難所に徒歩等で移動し、バス等で避難する（バス等の確保は、県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う）。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

教職員が児童生徒等を引率して避難した際、保護者への引渡しは避難先で行う。

(7) 一時滞在者（観光客等）

市は、国・県と連携し、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。

原則、表1にある施設敷地緊急事態となった時点で、一時滞在者に対して、UPZ圏外への退避を求める。

避難指示が発出された段階で帰宅等ができない場合は、最寄りの第一次指定避難所から住民とともにバス等により避難する。

10 市役所機能の移転

県内避難の場合は、原則、市役所本庁機能（教育委員会、原子力災害対策本部含む）を川根支所に移転する。また、静岡県内中部地区1箇所、東部地区3箇所、賀茂地区1箇所に支所機能を設置する。状況に応じて、支所機能業務については、随時調整する。

県外避難の場合は、今後関東地方の都県が決定次第検討する。

11 住民からの問合せに対する対応

国、県及び関係機関と連携し、必要に応じ、住民からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、原子力災害に対する知見を備えた要員の配置等を行うための体制の確保に努める。なお、専用電話の窓口の設置については、防災行政無線等複数の伝達手段により広報する。

また、住民のニーズに併せた情報の収集、整理、発信を行う。

12 今後の検討課題

- (1) 避難後の島田市内の防災、治安体制について
- (2) 避難先市町での学校教育、保育体制について
- (3) その他

別表 1

	避難単位の名称	測定地点	指定避難所	自治会等の名称	発電所からの距離	発電所からの方位	人口等 (平成 27 年 3 月 31 日現在)				県内避難先市町	避難退避域時検査場所及びそこまでの主な避難経路	
							世帯数	男	女	計			
1	金谷南 (かなやみなみ)	お茶の郷博物館 金谷富士見町 3053-2	お茶の郷	牧の原	20km 圏	北	372	541	580	1,121	静岡市		
				神谷城西公民館 菊川の里会館	菊神	20km 圏	北	179	326	313			639
			金谷小学校	姫宮町	31km 圏	北	210	253	286	539			
				金谷元町	31km 圏	北	445	566	613	1,179			
				天王・二軒屋	31km 圏	北	355	478	499	977			
				金谷中央	31km 圏	北	366	483	479	962			
金谷高校	金谷東町	31km 圏	北	744	1,069	1,078	2,147						
	学園通り	31km 圏	北	456	679	693	1,372	河津町					
2	湯日 (ゆい)	湯日小学校 湯日 564	湯日小学校	湯日	20km 圏	北	321	530	525	1,055			
3	初倉 (はつくら)	初倉南小学校 南原 10	初倉南小学校	南原	20km 圏	北北東	571	768	727	1,495	静岡市	避難退避域時検査場所 【静岡市内】 東名高速道路沿道・IC 周辺 1 箇所 新東名高速道路沿道・IC 周辺 4 箇所 国道 1 号沿道 1 箇所 【川根本町内】 県道 263 号春野下泉停車場線 1 箇所	
				岡田	20km 圏	北北東	469	662	710	1,372			
				月坂	31km 圏	北北東	460	603	627	1,230			
			初倉中学校	大柳	31km 圏	北北東	656	964	888	1,852			
				中河	31km 圏	北北東	378	472	449	921			
				井口	31km 圏	北北東	552	706	690	1,396			
			初倉小学校	色尾沼伏	31km 圏	北北東	693	872	944	1,816			
				旧初	31km 圏	北北東	328	433	465	898			
				谷口	31km 圏	北北東	261	409	412	821			
4	島田西 (しまだにし)	島田第三小学校 南 1 丁目 10-1	島田高校	河原町	31km 圏	北	477	628	680	1,308	富士市		
				島田第一小学校	稲荷町	31km 圏	北	1,225	1,605	1,699			3,304
					向谷町	31km 圏	北	497	691	683			1,374
			島田第一中学校	三ツ合町	31km 圏	北	441	609	636	1,245			
				若松町	31km 圏	北	230	277	330	607			
			島田樟誠高校	向谷元町	31km 圏	北	366	533	578	1,111			
				島田第二小学校	本通一丁目	31km 圏	北	190	191	203			394
			大井町		31km 圏	北	277	315	351	666			
			中央第二		31km 圏	北	197	223	248	471			
			向島町		31km 圏	北	460	596	631	1,227			
			宮川町		31km 圏	北	266	296	315	611			
			島田第三小学校	中溝町	31km 圏	北	1,323	1,667	1,800	3,467			
				横井町	31km 圏	北	1,136	1,412	1,491	2,903			
				中央第三	31km 圏	北	207	226	245	471			
				本通六丁目	31km 圏	北	128	167	179	346			
南町	31km 圏	北		562	706	778	1,484						
島田商業高校	高砂・宝来	31km 圏	北	364	453	471	924						
	本通七丁目	31km 圏	北	329	427	449	876						
	祇園・新田	31km 圏	北	276	339	346	685						
5	島田東・六合 (しまだひがし・ろくごう)	六合中学校 道悦 2 丁目 25-1	島田第四小学校	元島田	31km 圏	北	1,101	1,485	1,552	3,037	長泉町		
				元島田東町	31km 圏	北	95	91	70	161	函南町		
			島田第五小学校	松葉町	31km 圏	北	108	104	114	218	富士市		
				御飯屋町	31km 圏	北	658	845	879	1,724	富士市		
			島田工業高校	旭町	31km 圏	北	1,387	1,762	1,803	3,565	沼津市		
				阿知ヶ谷・東光寺	31km 圏	北	663	929	954	1,883	沼津市		
			六合小学校 六合中学校 六合東小学校	岸町	31km 圏	北北東	937	1,313	1,338	2,651	下田市		
				道悦島	31km 圏	北北東	1,702	2,209	2,293	4,502	沼津市		
				東町	31km 圏	北北東	2,277	3,291	3,303	6,594	沼津市		
6	金谷北 (かなやきた)	島田市役所金谷庁舎 金谷代官町 3400	金谷中学校	栄・代官	31km 圏	北	553	772	756	1,528	松崎町		
				泉町	31km 圏	北	463	686	713	1,399	函南町		
				志戸呂	31km 圏	北	348	527	542	1,069	清水町		
			夢づくり会館	島	31km 圏	北	608	849	898	1,747	東伊豆町		
				横岡	31km 圏	北	370	605	587	1,192	南伊豆町		
			五和小学校	竹下	31km 圏	北	377	558	614	1,172	西伊豆町		
牛尾	31km 圏	北		441	635	690	1,325	伊豆市					
7	伊太 (いた)	伊太小学校 伊太 1314	伊太小学校	伊太	31km 圏	北	685	915	942	1,857	沼津市		
8	島田北・大津 (しまだきた・おおつ)	中央公園モーターポスト 野田 1689	島田第二中学校	本通三丁目・幸町	31km 圏	北	290	303	359	662	富士市	県道 77 号川根寸又峡線 県道 263 号春野下泉停車場線	
				本通四丁目・柳町	31km 圏	北	97	114	124	238			
				大津通	31km 圏	北	141	167	196	363			
				中央町 (大字)	31km 圏	北	406	464	510	974			
				花みずき中央	31km 圏	北	1,250	1,557	1,699	3,256			
大津小学校	大津	31km 圏	北	1,588	2,187	2,378	4,565	伊豆の国市					
9	大代 (おおじろ)	大代公民館 大代 880-2	大代公民館	大代	31km 圏	北北西	198	375	366	741	下田市		
10	北五和 (きたごか)	北五和会館 福用 175-1	川根地区 5 箇所	北五和会館	北五和	31km 圏	北	136	181	187	368	南伊豆町	
				家山	圏外	北	939	1,303	1,364	2,667	静岡市		
				身成	圏外	北	376	577	574	1,151	川根本町		
				拔里・葛籠	圏外	北	301	483	493	976	川根本町		
				笹間	圏外	北	186	220	216	436	川根本町		
11	神座・鶴網・伊久美 (かんざ・うあみ・いくみ)	神座小学校 神座 1444	神座小学校	神座・鶴網	31km 圏	北	424	702	724	1,426	伊豆の国市		
				山の家	伊久身	31km 圏	北	128	174	195	369	下田市	
			伊久美小学校	伊久身	圏外	北	188	265	268	533	下田市		
12	相賀 (おおか)	相賀小学校 相賀 875	相賀小学校	相賀	31km 圏	北	332	503	528	1,031	長泉町		
						計	36,520			100,646			

圏内 34,530

94,883

圏外 1,990

5,763

1 市内の病院及び有床診療所一覧

連番	PAZ, UPZ	自治区等の名称	発電所からの距離	方位	病院・診療所名	所在地	ベッド数	診療科目
1	UPZ	大津自治会	31km圏	北	市立島田市民病院	野田1200-5	536	内（専門内科多数）・外・呼外・脳外・整・形・精・小・皮・泌・産婦・眼・耳・リハ・放・病理・臨検・救・麻・歯外
2	UPZ	岸町自治会	31km圏	北北東	しのはら産科婦人科医院	岸町658-1	11	産婦
						計	547	

2 市内の社会福祉施設入所施設一覧表

市町名	PAZ, UPZ	自治区等の名称	発電所からの距離	方位	施設名称	所在地	職員数(人)	入所・利用者の定員数(人)	建物構造	入所・通所
1	UPZ	大津自治会	31km圏	北	特別養護老人ホーム永福荘	大草10	42	54	R C	入所
2	UPZ	牛尾自治会	31km圏	北	特別養護老人ホーム本田山荘	牛尾1102-1	68	50	R C	入所
3	UPZ	中河自治会	31km圏	北北東	特別養護老人ホームみどりの園	中河375-1	64	50	R C	入所
4	UPZ	花みずき中央自治会	31km圏	北	特別養護老人ホームあすか	中河町326-1	103	70	S	入所
5	UPZ	島自治会	31km圏	北	特別養護老人ホームかなや	島536-1	58	50	S	入所
6	UPZ	色尾沼伏自治会	31km圏	北北東	特別養護老人ホームほたるの丘	阪本2449-2	64	100	R C	入所
7	圏外	家山自治会	圏外		特別養護老人ホームとこほ	川根町家山4168-1	57	50	R C	入所
8	UPZ	島自治会	31km圏	北	介護老人保健施設エコトープ	島534-1	113	150	R C	入所
9	UPZ	東町自治会	31km圏	北北東	介護老人保健施設さくら	東町1331	108	150	S	入所
10	UPZ	中溝町自治会	31km圏	北	介護老人保健施設アポロン	中溝町1714-1	90	80	S	入所
11	UPZ	伊太区自治会	31km圏	北	介護老人保健施設サテライトアポロン伊太 認知症対応型共同生活介護アポロン伊太	伊太2170-1	58	29	S	入所
12	UPZ	横井町自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護まーがれっと島田	横井2-25-6	8	9	W	入所
13	UPZ	阿知ヶ谷・東光寺自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護郷の家	東光寺178-5	13	9	W	入所
14	UPZ	色尾沼伏自治会	31km圏	北北東	認知症対応型共同生活介護ケアクオリティ初倉	阪本1444 あけぼの館3階	14	18	R C	入所
15	UPZ	栄・代官自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護ひざり	金谷代官町 802-16	17	18	S	入所
16	UPZ	宮川町自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護あかり	宮川町2349-6	23	18	W	入所
17	UPZ	御仮屋町自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護ケアクオリティおかりや	御仮屋町9530	16	18	R C	入所
18	UPZ	御仮屋町自治会	31km圏	北	特定施設入居者生活介護施設クオリティリビングおかりや	御仮屋町9530	39	60	R C	入所
19	UPZ	向谷町自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護一期一会のえにし	向谷四丁目 1008-1	15	18	S	入所
20	UPZ	中溝町自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護まごころホーム島田 小規模多機能型居宅介護まごころの家島田	中溝町580	20	38	W	入所 通所

市町名	PAZ, UPZ	自治区等の名	発電所の距離	方位	施設名称	所在地	職員数(人)	入所・利用者の定員数(人)	建物構造	入所・通所
21	圏外	身成自治会	圏外		小規模多機能型居宅介護 コミュニティケア笹間渡	川根町笹間渡 432-1	12	29	SRC	入所 通所
22	UPZ	東町自治会	31km圏	北北東	特定施設入居者生活介護施設 シンシア島田	東町11-1	29	44	RC	入所
23	UPZ	東町自治会	31km圏	北北東	特定施設入居者生活介護施設 でらいと島田	東町183	78	100	SRC	入所
24	UPZ	栄・代官自治会	31km圏	北	特定施設入居者生活介護施設 ニチイケアセンター島田金谷	金谷栄町197-1	15	60	S	入所
25	UPZ	栄・代官自治会	31km圏	北	金谷ケアパークそよ風	金谷栄町347-88	17	70	RC	入所
26	UPZ	金谷東町自治会	31km圏	北	特定施設入居者生活介護施設 ラ・ナシカ島田	金谷河原1497-1	15	60	RC	入所
27	UPZ	大津自治会	31km圏	北	養護老人ホーム ぎんもくせい	尾川16-2	19	50	S	入所
28	UPZ	向谷町自治会	31km圏	北	アースヴィレッジ島田	向谷2-6-9	29	43	RC	入所
29	UPZ	東町自治会	31km圏	北北東	ふたばの家	東町241	8	12	S	入所
30	UPZ	栄・代官自治会	31km圏	北	コージュ金谷	金谷代官町839-3	9	18	W	入所
31	UPZ	湯日自治会	20km圏	北	ついつい雨やどり	湯日1-1				入所
32	UPZ	島自治会	31km圏	北	駿園学園共同生活介護事業所	島572-2				入所
33	UPZ	阿知ヶ谷・東光寺自治会	31km圏	北	青葉の家	阿知ヶ谷86-8				入所
34	UPZ	大津自治会	31km圏	北	ケアホームみぎわ	落合717-1				入所
35	UPZ	井口自治会	31km圏	北北東	そろそろ雨やどり	井口44-5エクセ レントジュリカ 203号				入所
36	UPZ	花みずき中央自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護 あすか	中河町326-1	12	16	S	入所
37	UPZ	北五和自治会	31km圏	北	駿遠学園	福用112	33	34	RC	入所
38	圏外	家山自治会	圏外		認知症対応型共同生活介護 汽笛	川根町家山382-1	18	18	RC	入所
						計	1,317	1,627		

注：建物構造記号(W：木造、S：鉄骨、RC：鉄筋コンクリート、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート)

3 市内のサービス付き高齢者向け住宅一覧表

市町名	PAZ, UPZ	自治区等の名	発電所の距離	方位	施設名称	所在地	職員数(人)	部屋(戸)	建物構造	入所・通所
1	UPZ	高砂・宝来自治会	31km圏	北	サービス付き高齢者向け住宅ア クア島田	高砂町6245-1	15	7	RC	入所
						計	15	7		

注：建物構造記号(W：木造、S：鉄骨、RC：鉄筋コンクリート、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート)